

日本では、平成10年10月現在 新潟県で1年に穫れる2倍 ——もの過剰在庫米を抱えています。

【見えてきた転作の効果】
本年の平成10年度生産調整は21年ぶりの未達成が見込まれる厳しい状況となっておりますが、全国的には、ほぼ達成水準にあることから、自主流通米価格は回復の兆しが見えています。しかし、平成10年10月末の国産米在庫数量は344万トンで、適正在庫水準の上限である200万トンをはるかに上回る状況にあり、本格的な需給を回復するには、11年度も引き続き生産調整の着実な実施が必要不可欠となっております。(表-1参照)

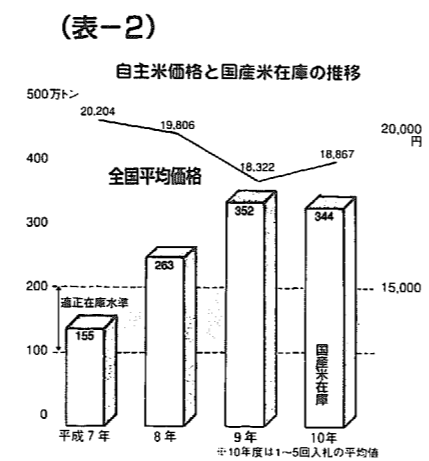
【自主流通米価格に回復の兆し】
平成10年度の実績は、本県だけでなく全国の稲作農家にとって苦渋の取り組みではありましたが、こうした努力の結果、10年産自主流通米価格は一部銘柄を除き、大幅に下落した9年産から一転し上向き傾向にあります。(表-2参照)これは、全国の作況が98の「やや不良」となったことや、新米需要が高いという背景もありますが、まさに生産調整による需給改善効果と言えます。

【計画外の届出、業者指導の徹底へ】
本村が未達成となった原因の一つに、生産調整未実施者の計画外流通米を集めて売る業者の存在が指摘されています。食糧法では、生産者が計画外流通米を売り渡す場合、農林水産大臣への届出義務が課せられています。(届出なしは10万円以下の過料)また、第1種登録出荷取扱業者(JA、商系業者等)は、生産調整関連業務を担うこととされています。食糧事務所では、食糧法の遵守指導の観点から指導の徹底を図る方針です。

(表-1) 平成11・12米穀年度の主食用等の需給見通し (単位:万トン)

項目	国産米の全体需給			
	自主流通米	政府米	通米	合計
10年10月末持越在庫量	344	47	297	344
10年産米生産量	872			
うち計画出荷量		498	30	528
供給量計(A)	1,216	545	327	872
需要量(B)	955	511	100	611
11年10月末持越在庫量(A-B)	261	34	227	261
11年産米生産量	878			
うち計画出荷量		461	75	536
供給量計(C)	1,139	495	302	797
需要量(D)	950	495	113	608
12年10月末持越在庫量(C-D)	189	0	189	189

(注) 1. 生産量及び自主流通米の出荷量は、加工用米の生産予定量(平成10年産・11年産とも24万t)を除いた数量です。
2. 需要量は、主食用のほか、自主流通米で供給されている酒造用及びもち米です。
3. 平成11年産の政府買入数量75万tは、平成11米穀年度の政府米販売が100万tとなることを前提とするものであり、実際の販売が計画未達となった場合の実際の買入数量は、計画数量75万tから販売計画未達数量を控除した数量です。



◆二月二十六日(金)午後七時
◆農村環境改善センター(和納)
森林組合加入説明会日程

《転作くんのひとりごと》
【生産調整は誰のために必要か】
生産調整が始まった当初は、政府が米を全量買い入れる時代であり、転作は国の政策に従いそれに協力する形での取り組みであった。というのは、過剰な在庫米は国の責任で処理する時代だったからだ。しかし、食糧法に移行し米政策は大きく変わり、9年産からの政府買入は販売実績に応じた数量に限定され、10年産からは自主流通米入札の値幅制限が撤廃されたため、過剰米が生じれば大幅な値下げや売れ残りへの覚悟が必要となった。幸いにも10年産米は価格も回復し、消費も順調のようだが転作達成者からは、未達成者の「ただ乗り」批判が叫ばれている。その感情は当然であり、未達成者に対し意識の改革を求め続ける必要があるだろう。食糧法のどこにも「作る自由」などという言葉は出てこない。生産調整に対する誤解などによる足並みの乱れは、生産者個々の稲作経営だけでなく、地域農業や経済にまで大きな影響を及ぼしかねない。こうした事態を避け、生産者が自らの農業経営を守るためには、生産調整に取り組むことが必要ではなからうか。……また、今年もあくなき生産調整への幕は切っただけで落とされた。

平成12年4月から介護保険制度が始まります

新しい制度が始まるにあたり、毎月の保険料がどの程度になるのか、大変気になると思います。
40歳以上の全員が加入することになる介護保険制度では、65歳以上の人は「第1号被保険者」、40~64歳までの人は「第2号被保険者」とよばれます。その保険料は、加入者全員が同じではなく、住んでいる市区町村、所得、加入している医療保険などによって異なります。

65歳以上(1号被保険者)の場合



- 保険料の決めかた
国の定めるガイドラインに沿って、各市町村が自分のところの介護サービスの水準に見合った基準額を設定。
65歳以上の人の保険料は所得に応じて、次のような5段階に分けられます。
- | | | |
|------|---------------------|----------|
| 第1段階 | 高齢福祉年金および生活保護受給者の場合 | 基準額×0.5 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税の場合 | 基準額×0.75 |
| 第3段階 | 本人が住民税非課税の場合 | 基準額×1 |
| 第4段階 | 住民税課税(一定額未満)の場合 | 基準額×1.25 |
| 第5段階 | 住民税課税(一定額以上)の場合 | 基準額×1.5 |

- ※「基準額」は65歳以上の人が受けた総介護サービス量(額)や総人数をもとに、各市区町村でそれぞれ決められます。
- 保険料の納めかた
65歳以上の人の保険料は主に、高齢年金から自動的に天引きになります(これを特別徴収と呼びます)。ただし、年金額が年額18万円未満の人は個別に、市区町村へ納めます(これを普通徴収と呼びます)。

40~64歳まで(第2号被保険者)の場合

- 保険料の決めかた
40~64歳までの人の保険料は、加入している医療保険(国民健康保険、健康保険組合など)によって異なります。
- 健康保険・船員保険・共済組合に加入している場合
加入している健康保険それぞれの算定方法によって決められます。決められた保険料を本人2分の1、事業主2分の1の割合で負担します。
- 専業主婦などの40歳以上の被扶養者
加入している健康保険の被保険者が負担することになります。
- 国民健康保険に加入している場合
住んでいる市区町村ごとに決められ、その人の所得や資産に応じて、高くなったり低くなったりします。決められた保険料を、本人が2分の1、国が2分の1の割合で負担します。
- 保険料の納めかた
40~64歳までの人の保険料は加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。



● ゆとりちゃんの介護保険 Q&A ●
介護保険料は、2,500円と新聞などで報道されていますが、誰でも同じなのですか?
新聞などで報道されている介護保険料2,500円とは、65歳以上の人の保険料を全国的に平均して、厚生省が試算したものです。実際の介護保険料は、それぞれの医療保険者や市町村が、介護に要する費用を保険料を納める収入などを踏まえて設定しますので、必ずしも2,500円になるとは限りません。